

夜間保育所の設置について

夜間保育については、現在、認可外保育施設で実施しており、平成 26 年度の子ども・子育て会議において、設置の検討についてご意見を聴取したところであるが、第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、改めて検討する必要があることから、子ども・子育て会議のご意見を伺うもの。

1. 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査（平成 30 年 11 月実施）の結果

利用したい教育・保育の事業を何時まで利用したいかについて、平日、土曜日、日曜日・祝日それぞれ回答いただいたもの。

		20 時まで	21 時まで	22 時まで	22 時以降
平日	調査結果	1.5%	0%	0.1%	0%
	人数換算	479 人	0 人	32 人	0 人
土曜日	調査結果	0.4%	0.2%	0%	0%
	人数換算	128 人	64 人	0 人	0 人
日曜日・祝日	調査結果	0.9%	0.3%	0%	0%
	人数換算	287 人	96 人	0 人	0 人

※人数換算は、平成 31 年 4 月の就学前児童数 31,907 人に調査結果を乗じて算出

2. 本市の現状

延長保育を除き 19 時以降開所している認可施設はなく、認可外保育施設のみ

19 時以降開所している認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く）16 施設 ※平成 31 年 3 月時点

3. 募集経過

(1) 平成 29 年度認可保育所等の設置・運営事業者募集（平成 31 年 4 月開所分）

① 応募件数：1 件

② 施設整備審査会において、保育の質、安全性や安定性が確保できないとして不選定

(2) 平成 30 年度認可保育所等の設置・運営事業者募集（平成 32 年 4 月開所分）

① 前回の結果を踏まえ、関係団体へ意見聴取を行い、29 年度募集からの要件緩和

・募集定員の変更（30 人→21～30 人） ※保育士確保への配慮

・午前 11 時以前の前延長は必須としない ※保育士確保への配慮

・土地や建物について、契約更新のない賃貸借契約も認める

② 応募件数：なし

4. 募集について問い合わせのあった事業者や市保育園協会へ意見聴取

- ・市中心部であるため土地や園庭の確保や、夜間のシフトのため保育士の確保が困難であった。
- ・夜間保育の経験がないところから新たに始めるのは難しいのではないか。

5. 今後の対応（案）

R1. 7. 26 保育部会で審議済

夜間保育所の設置については、保育士の確保や土地の確保など、容易には解決できない課題があることや、内閣府が設置する企業主導型保育施設において、中央地域で午後 10 時まで開所する施設（開所予定を含む）が 2 施設 48 人（うち地域枠 24 人）あり、今後も夜間に開所する施設が増加していく可能性がある。

今後、企業主導型保育施設等の状況を注視しつつ、必要に応じて改めて検討することとし、第 2 期子ども・子育て支援事業計画においては、位置付けないこととする。

19時以降開所している認可外保育施設における、各歳児ごとの利用状況について(一時預かりは除く)

平成31年3月 実績

No.	地域	施設	開所時間	利用児童数																															
				19:01~20:00								20:01~21:00								21:01~22:00								22:01~							
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
1	中央	A	9:00~3:00	2	2	2	4	1	2	13	2	2	3	3	1	2	13	2	2	3	3		2	12	2	2	3	3		2	12				
2	中央	B	8:00~3:00	9	3	5	4	2	3	26	9	3	5	4	2	3	26	9	3	5	4	2	3	26	9	3	5	4	2	3	26				
3	中央	C	7:30~22:30	1	1		1		1	4	1	1		1			3	1	1		1			3	1	1		1			3				
4	中央	D	24時間	1	1	2	3	3	2	12	1	1	2	2	3	2	11	1	1	2	2	3	2	11	1	1	1	2	2	1	8				
5	中央	E	7:30~3:00	1	5	5	5	4	4	24	1	3	4	4	2	3	17	1	2	3	4	2	3	15	1	2	3	4	2	3	15				
6	中央	F	7:30~20:00	2	1		1			4							0												0						
7	中央	G	7:30~21:00							0							0												0						
8	中央	H	7:30~19:30							0							0												0						
9	中央	I	7:30~21:00							0							0												0						
10	上町	J	7:30~21:00							0							0												0						
11	鴨池	K	7:30~20:00							0							0												0						
12	鴨池	L	7:30~21:00							0							0												0						
13	鴨池	M	7:00~24:00	2			1			3	2						2	2							2	2			2						
14	谷山北部	N	7:00~20:00							0							0												0						
15	谷山北部	O	7:30~22:00							0							0												0						
16	伊敷	P	24時間							0							0												0						
合計				18	13	14	19	10	12	86	16	10	14	14	8	10	72	16	9	13	14	7	10	69	16	9	12	14	6	9	66				

※「利用児童数」は、当該時間に利用している児童数を記載(19時から22時以降まで続けて利用している場合、それぞれ計上している。)